

船舶事故調査報告書

令和元年6月12日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

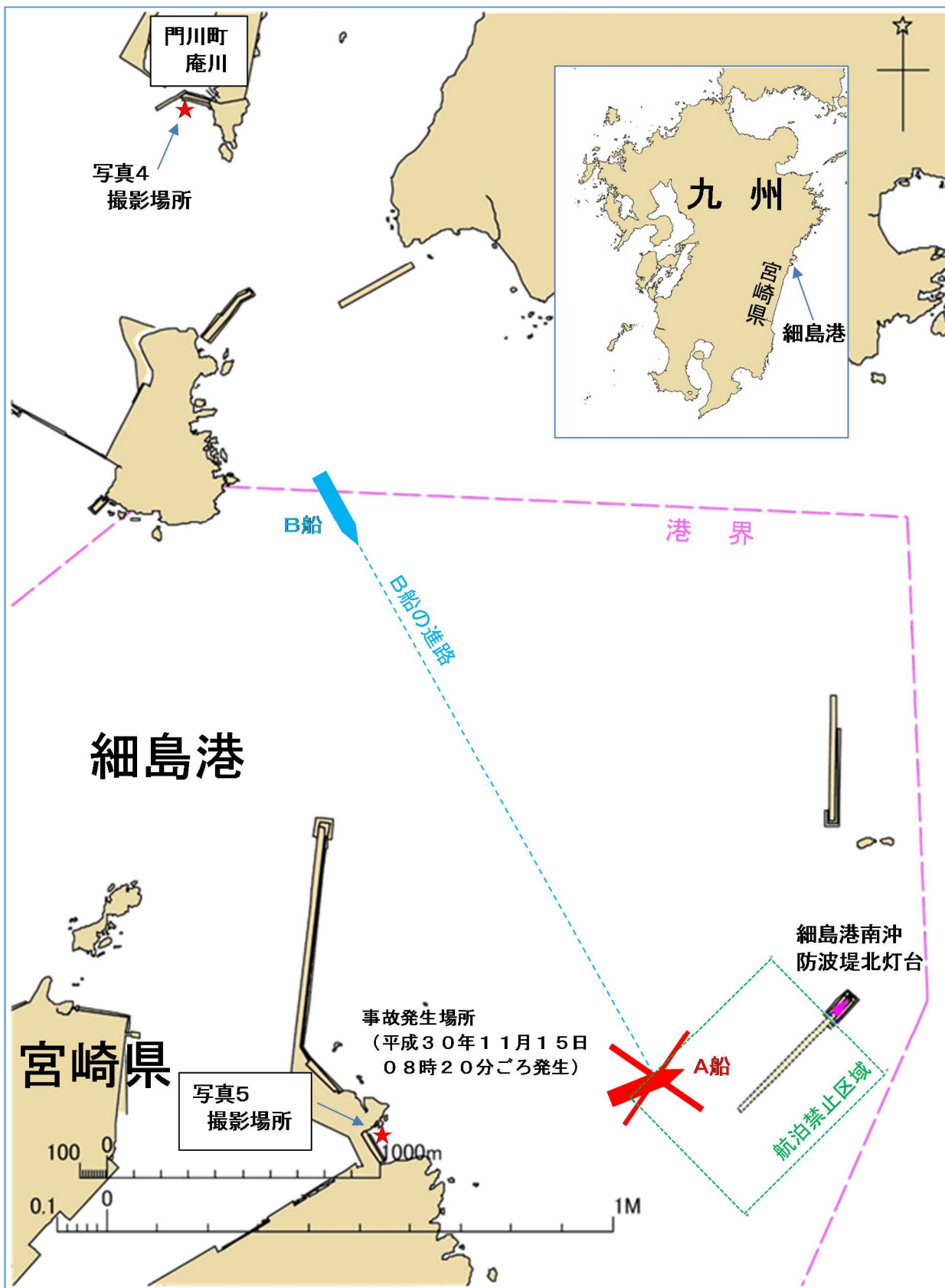
事故種類	衝突
発生日時	平成30年11月15日 08時20分ごろ
発生場所	宮崎県細島港 細島港南沖防波堤北灯台から真方位250°760m付近 （概位 北緯32°26.8′ 東経131°41.2′）
事故の概要	警戒船尚倫丸は、警戒作業中、また、漁船茂登丸は、南南東進中、両船が衝突した。 尚倫丸は、左舷船首部外板に圧壊等を生じ、また、茂登丸は、船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成30年12月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 警戒船 尚倫丸、5トン未満 295-12467宮崎、東興海事株式会社 11.46m (Lr) × 2.70m × 1.00m、FRP ディーゼル機関、205kW、昭和54年6月 B 漁船 茂登丸、4.7トン MZ3-20048（漁船登録番号）、個人所有 10.65m (Lr) × 2.64m × 0.93m、FRP ディーゼル機関、292kW、平成7年5月15日 第295-39091号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成19年12月6日 免許証交付日 平成26年8月11日 （令和元年8月12日まで有効） B 船長B 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年5月31日 免許証交付日 平成29年7月3日 （令和5年5月30日まで有効）
死傷者等	なし

<p>損傷</p>	<p>A 左舷船首部外板に圧壊及び亀裂 B 船首部外板に擦過傷</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aほか1人が乗り組み、細島港における防波堤築造工事に係る警戒作業の目的で、平成30年11月15日08時00分ごろ、細島港南沖防波堤南端の西方約300mのところ、船首を北東方に向けて主機を中立運転とし、警戒作業を開始した。</p> <p>A船は、08時17分ごろ、船長Aが工事に伴う航泊禁止区域に向かって航行するB船を左舷方約700mのところ、航泊禁止区域に入らないよう注意喚起する目的で発進し、操舵室上方に設置した拡声器をB船方に向けようと、低速力で前進しながら左転し、続けて右転したのち主機を中立運転とし、同区域を避けて航行するようB船に向けて拡声器により2回注意喚起を行った後、右転した惰性で、B船をほぼ左舷正横方に見る状況となった。</p> <p>船長Aは、拡声器による注意喚起を行ったものの、航泊禁止区域まで約100mに接近したB船を見て、作業船の係留用ロープにB船が接触して同ロープが絡索又は切断すると、防波堤築造工事の工程が遅れるなどの影響を強く懸念したので、操舵室からA船の左舷側に出て、乗組員と共に、同区域内に入らないようB船に向けて大声を出しながら手を振った。</p> <p>A船は、B船が航泊禁止区域に向かって航行を続けるとともにA船に向かって接近してきたので、船長AがA船の左舷船首部で合図を出し続けたものの、08時20分ごろB船と衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、はえ縄漁で使用される餌の買付けを終えて宮崎県川南町川南漁港に帰港する目的で、08時00分ごろ同県門川町庵川沖を出発し、細島港内を約6.5ノットの対地速力で南南東進した。</p> <p>B船は、船長Bが、船首方約1海里(M)のところ、A船を認め、その後、A船がB船の前路を左方に移動したので、A船が工事現場に向かう交通船と判断し、B船の進路上に航行の支障となる船はいなくなったと思い、朝食をとろうと即席麺の容器に湯を注ぎ、スマートフォンのタイマーで5分間の調理時間を設定した後、スマートフォンを操作して気象情報を見ていたところ、A船と衝突した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、付図2 事故発生経過概略図(拡大)、写真1 A船(船首側)、写真2 A船(船尾側)、写真3 B船、写真4 本事故発生場所付近の状況①、写真5 本事故発生場所付近の状況② 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>細島港南沖防波堤南端付近では、防波堤の築造工事が行われており、同防波堤南端付近に作業船が四方に係留用ロープを出して停泊し</p>

	<p>ていた。</p> <p>船長Aは、平成21年ごろから警戒船業務に従事していた。</p> <p>船長Aは、以前、航泊禁止区域に接近する船舶に対して汽笛により注意喚起すると、当該船舶の船長から、まだ同区域に入る前で、これから転針するところであったと強く言われたことが多々あり、また、実際に同区域の至近距離まで接近してから転針する漁船や遊漁船を目にすることも多かったので、同区域に向かって航行するB船を認めたとき、汽笛ではなく拡声器により注意喚起を行った。</p> <p>船長Aは、大声を出して手を振る合図を乗組員に行わせ、自身は操舵室に待機してB船の監視を続けていれば、A船を移動させてB船との衝突を避けられたと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、07時40分ごろ庵川沖に向けて細島港南沖防波堤南端付近を北北西進したとき、警戒船はいなかったが、錨泊している作業船の存在は承知していた。</p> <p>船長Bは、B船の機関音に加え、操舵室の窓を閉めていたので、A船の乗組員が拡声器で注意喚起した音声が聞こえなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、数年前から断続的に細島港南沖防波堤の築造工事が行われていることを承知していたが、細島港南沖防波堤南端付近に航泊禁止区域が設定されていることは知らなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、細島港において、船長Aが、B船に対して航泊禁止区域を避けるよう合図を出すことに意識を集中し、操舵室から離れて警戒作業を続けたことから、A船を移動させることができず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、細島港において、南南東進中、船長Bが、細島港南沖防波堤南端付近に航泊禁止区域が設定されていることを知らず、B船の船首方を左方に移動したA船の状況を見て、船首方に航行の支障となる船はいなくなったと思い込み、食事の準備を行うとともにスマートフォンの画面を見ながら航行を続けたことから、B船の船首方で警戒作業中のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、細島港において、A船が警戒作業中、B船が南南東進中、船長Aが、B船に対して航泊禁止区域を避けるよう合図を出すことに意識を集中し、操舵室から離れて警戒作業を続け、また、船長Bが、細島港南沖防波堤南端付近に航泊禁止区域が設定されていることを知らず、B船の船首方を左方に移動したA船の状況を見て、船首方に航行の支障となる船はいなくなったと思い込み、食事の準備を行う</p>

	<p>とともにスマートフォンの画面を見ながら航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・発航前に、海上保安庁沿岸域情報提供システム（M I C S）等で、航行予定海域の航泊禁止区域等の情報を確認することが望ましい。 ・警戒作業中、自船に接近する他船を認めた場合、自船を移動させて衝突を避けるための措置を採ることができるようにしておくこと。 ・警戒船は、航行船舶が工事作業の実施海域に異常接近するおそれがある場合には、直ちに当該船舶に近づき、無線、汽笛、拡声器、探照灯又は赤旗等適切な手段により、注意喚起を行うこと。

付図1 事故発生経過概略図



付図2 事故発生経過概略図（拡大）

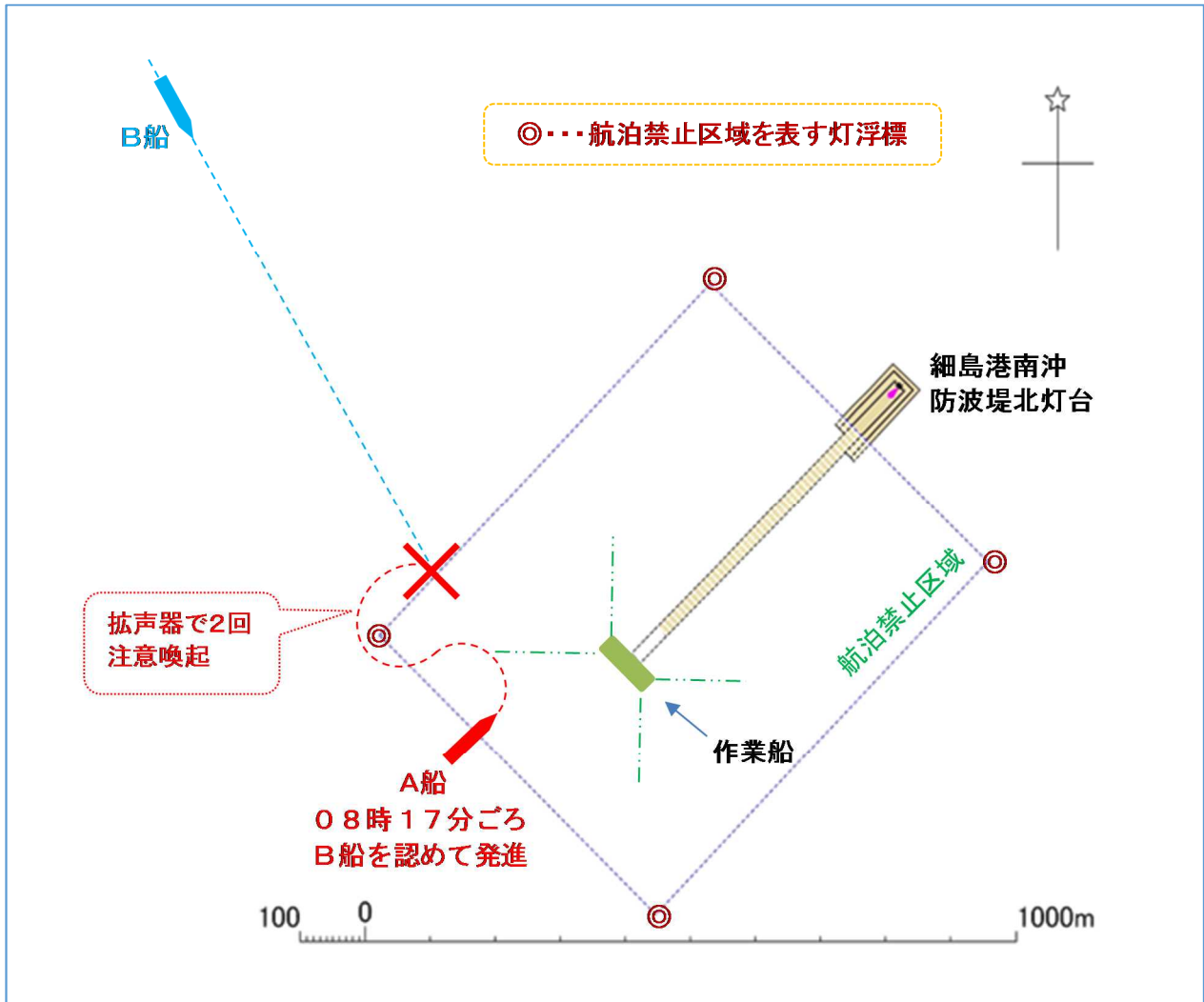


写真1 A船（船首側）



写真2 A船（船尾側）



写真3 B船



写真4 本事故発生場所付近の状況①



(撮影場所は付図1参照)

写真5 本事故発生場所付近の状況②



(撮影場所は付図1参照)